

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条―第59条」を「第57条・第58条」に、「第60条―第64条」を「第59条―第63条」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて次のア又はイに該当するものをいう。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第4条第5号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第8条第1項中「個人情報」の次に「（以下「要配慮個人情報」という。）」を加え、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 社会的身分

(4) 病歴

第8条第1項に次の3号を加える。

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報

第8条第2項中「同項各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第3項中「第1項各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第12条の3第1項第2号中「第19条第14号」を「第19条第15号」に改める。

第23条第1号中「識別することができるもの」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第24条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第59条を第58条とする。

第9章中第60条を第59条とし、第61条を第60条とし、第62条を第61条とする。

第63条中「第60条又は第61条」を「第59条又は第60条」に改め、同条を第62条とし、第64条を第63条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、個人識別符号が個人情報に該当することを明確化すること及び要配慮個人情報の定義を設けることにより、保有する個人情報の適正な取扱いを確保する等のため、所要の改正をする必要による。